



# 埼玉県報

第488号  
令和6年(2024年)  
2月9日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則（少子政策課）

### 告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 令和5年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 箕和田用水土地改良区の役員就退任届（川越農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 坂戸都市計画の変更に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の解散の認可（市街地整備課）
- 県道和光志木線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道川越北環状線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越栗橋線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）

### 正誤

- 埼玉県流域下水道事業管理規程第7号中訂正（下水道管理課）

## 規 則

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第三号

埼玉県児童福祉審議会規則の一部を改正する規則

（埼玉県児童福祉審議会規則（平成十七年埼玉県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「十六人」を「十七人」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に委嘱された委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、令和七年五月二十六日までとする。

# 告示

## 埼玉県告示第百十六号

神川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

神川町	令和四年度	地籍図十二枚	阿久原十三地区	令和六年二月
	令和五年度	地籍簿一冊	（大字上阿久原一丁目） ・下阿久原の各一部	
調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	調査を行った年月日	証明

# 告示

## 埼玉県告示第百十七号

令和五年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
ときがわ町	西平四	令和六年二月一日から 令和六年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県上尾市中分四丁目百四十八番六の一部、百四十八番九の

一部、百四十八番十二の一部、百五十番一の一部及び百五十番二の一部）

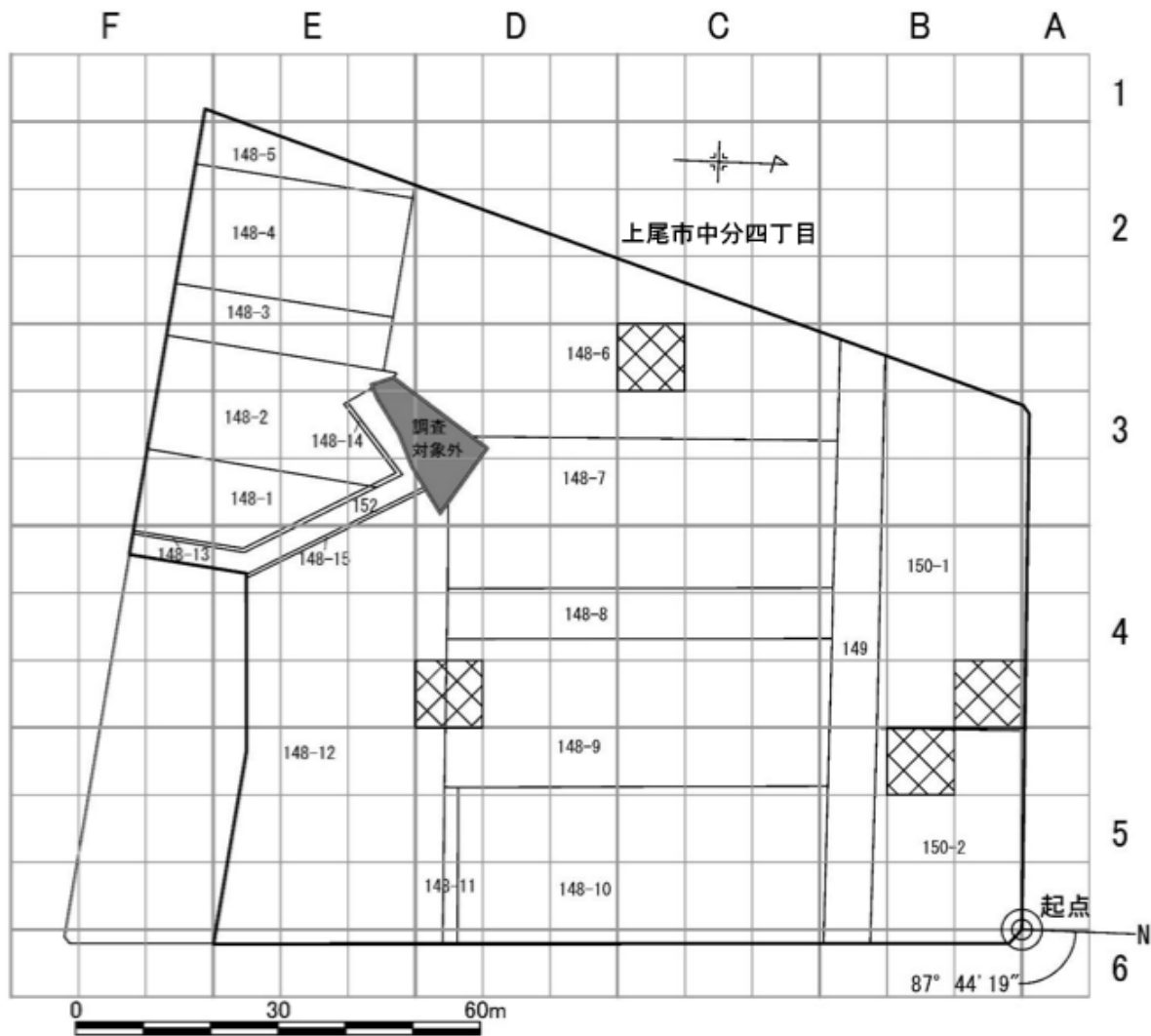
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

一・二・ジクロロエタン及びベンゼン

#### 三 講ずべき指示措置

一・二・ジクロロエタン 地下水の水質の測定

ベンゼン 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



**【起点】**  
 起点は上尾市中分四丁目 150 番 2 の最北端とする。  
**【格子の回転角度】**  
 87° 44' 19"

- : 敷地境界    □: 30m 格子
- : 10m 格子    - : 筆境界
- ⊗: 要措置区域

各30m格子内のNo

A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m格子名: A1  
 単位区画名: A1-5

## 告 示

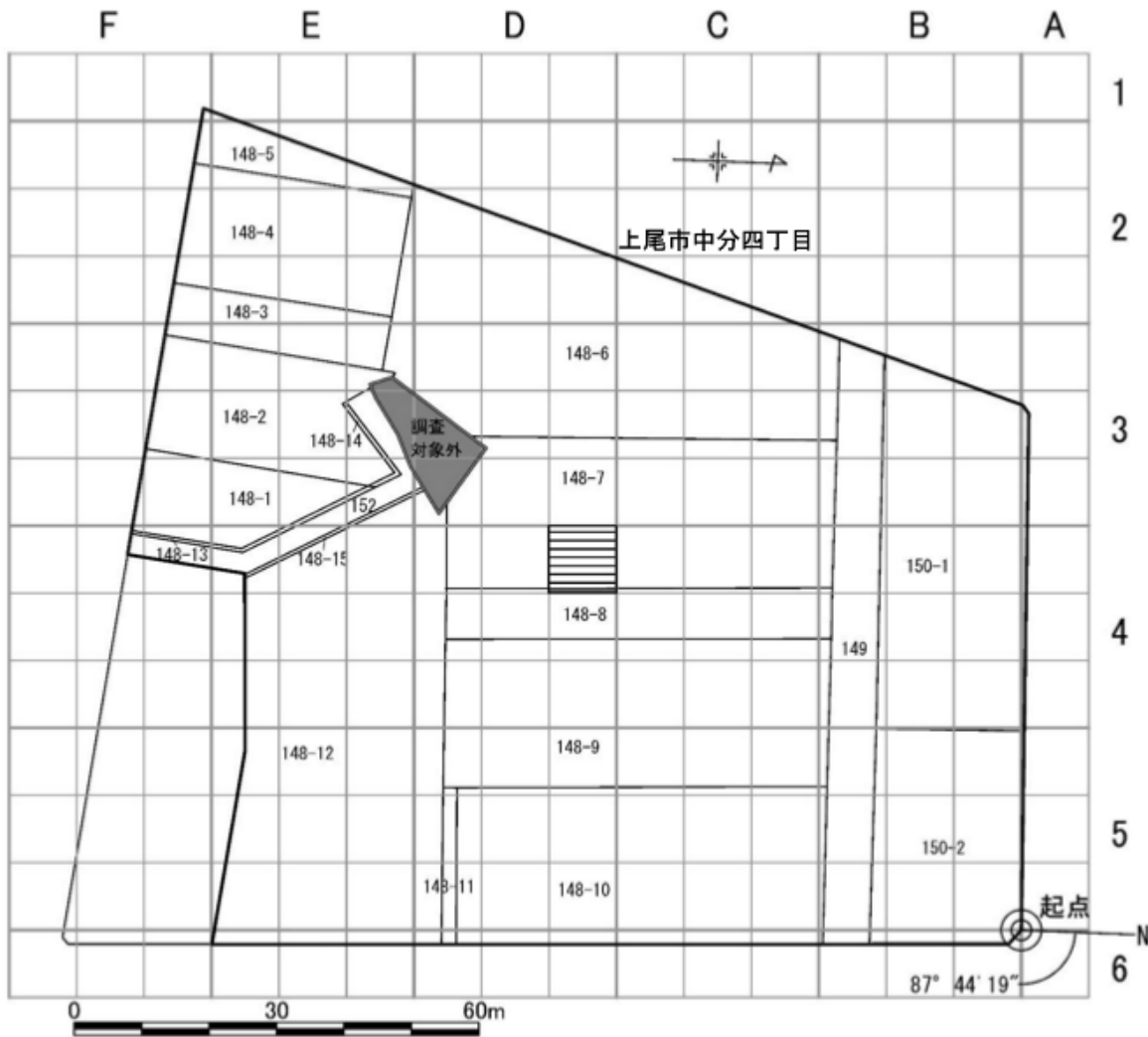
### 埼玉県告示第百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県上尾市中分四丁目百四十八番七の一部及び百四十八番八の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物



**【起点】**  
 起点は上尾市中分四丁目 150 番 2 の最北端とする。  
**【格子の回転角度】**  
 87° 44' 19"

- : 敷地境界    □ : 30m格子
- : 10m格子    - : 筆境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

各30m格子内のNo

		A		
		1	2	3
1		4	5	6
		7	8	9

30m格子名:A1  
 単位区画名:A1-5



## 告示

### 埼玉県告示第百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターセキチュー上尾店

埼玉県上尾市須ヶ谷一丁目二百四十番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 新設の大型車両搬入口について（市道三〇七九四側に設置予定）

市道三〇七九四側からではなく従来どおり三〇七九三側から搬入をお願い致します。市道三〇七九三からなら、搬入口の位置は問いません。（カーブで見通しが悪いせいか、変更前の図面上の市道三〇七九四に接した業務車両出入口は、長年旋錠し使用してません。セキチューの開店直後より、ゴミ収集車も搬入車も市道三〇七九三から荷さばき場に直行しています。）

店舗数が増え、新設の「大型車両搬入口」（騒音予測地点D）に一日約五十台トラックが通行予定です。（出、入で計百回通行）トラックからの地響きのような騒音、排気ガス等環境の悪化を懸念しています。

市道三〇七九四は通行量が多く、右折入出庫の際トラックが滞留します。

新設の「大型車両搬入口」からの専用通路が急勾配のスロープとなり、走行音がより大きくなります。また傾斜地で水が貯まる場所のため、側溝が必須ですが、格子状の金属製の側溝蓋が車両通行のたびに跳ね上がり、金属音が響きます。

市道三〇七九三（認定幅員五・八〇五・八六メートル）は小学生の通学路ではなく、認定幅員とは別に水路を蓋がけた歩道もあります。駐車場計画を道路に接するかたちで私道として継ぎ足し、道幅を広げ安全にトラックが通行可能なようにする等、具体的には分かりかねますが、何らかの手段で従来どおり三〇七九三側から搬入することを検討していただきたいです。

(2) 市道三〇七九四側の住宅地前のスペースについて（高さ二メートル程の土盛りをし、側面はコンクリート擁壁にし、駐車場の端は芝生の駐車スペースにする予定と伺いました。）

騒音源からの距離を確保できるよう市道三〇七九四側の住宅地前のスペースを芝生の駐車場ではなく、通常の緑地にしていただきたいです。

来客の自動車から発生する様々な音、(騒音予測の計算対象外ですがショッピングカートの金属音等)を懸念しています。舗装が経年劣化すれば自動車のタイヤの擦過音等は、更に悪化します。

### (3) 駐車場三について

出入り口や駐車場内の車両が通行する場所に側溝、マンホール等がある場合、蓋が跳ね上がらないよう衝撃音を抑止する対策をお願い致します。また、なるべく路面にデコボコや段差がないようにお願い致します。

### (4) 浄化槽について

浄化槽から音、振動はでませんか。(家庭用浄化槽ですと、エアープンプが二十四時間稼働します。)どのような設備なのか分かりかねますが、ご確認、配慮をお願い致します。

### (5) 交通安全について

市道三〇七九四に面して、背の高いコンクリート擁壁が続きます。見通しが悪い場所の為、交通事故の発生を懸念しております。

(6) 大型店舗の周辺への影響は大きく、長期的に継続します。小規模ですが住宅地のある市道三〇七九四側に騒音等が軽減するよう配慮していただきますよう何卒お願い致します。

## 二 縦覧期間

令和六年二月九日から令和六年三月九日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ ジャース新座店

埼玉県新座市野火止一―五百九十七―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

#### (1) 交通問題

本市の基準では、店舗面積三十平方メートルごとに一台以上の駐車場施設が必要です。計画台数は、算出した必要台数を満たしているため、計画のとおり施工願います。

#### (2) 騒音問題

ア 騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定施設を設置する場合は、当該施設の設置工事の開始日の三十日前までに届け出てください。

また、埼玉県生活環境保全条例に規定されている指定騒音施設及び指定振動施設を設置する場合又は指定騒音作業を実施する場合は、当該施設の設置工事又は当該作業の開始日の三十日前までに届け出てください。

イ 施設の敷地内における自動車走行等による騒音（来客の自動車によるもの、荷さばき作業のための車両からの騒音を含む。）が予見されます。ついては、注意喚起の看板の設置や駐車場の夜間利用制限等を行うことで、騒音の発生を低減することに努めてください。さらに、周辺の住民の生活環境の保持の観点から店舗利用者や従業員に対し注意喚起できるよう施設の敷地内に限定することなく看板の設置を行うように努めてください。

ウ 店舗や施設で用いる冷却塔、室外機等については、騒音対策として、機器周辺の遮音効果を高めることや機器周辺の吸音処理を行うこと（周辺の壁に吸音にすぐれた素材を用いること等）、また、低騒音機器を導入すること、さらには、防振架台の設置等機器の稼働に伴う振動を防止すること等で、騒音の発生を低減することに努めてください。

エ 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐

車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により  
駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してくだ  
さい。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、  
二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやす  
い場所に設置してください。

(3) 光害問題

サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、  
不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努め  
てください。

二 縦覧期間

令和六年二月九日から令和六年三月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があったので、同条第六項の規定により公告する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

埼玉県新座市東北二丁目三十二番十二号外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオンリテール株式会社 代表取締役 井出武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となる日

令和六年三月一日



# 告 示

## 埼玉県告示第百二十四号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（道路管理）

三 作業地域

さいたま市域

四 作業期間

令和五年十二月二十五日から令和六年三月二十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十五号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

さいたま市

### 二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

### 三 作業地域

さいたま市大宮区、中央区、浦和区、緑区

### 四 作業期間

令和六年一月十五日から令和六年三月十五日まで



# 告 示

## 埼玉県告示第百二十六号

測量計画機関である寄居町男衾土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

寄居町男衾土地区画整理組合

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

### 三 作業地域

大里郡寄居町大字富田一五一一番一外

### 四 作業期間

令和六年二月一日から令和六年六月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十七号

測量計画機関である埼玉県川越県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県川越県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

埼玉県狭山市笹井地内外

### 四 作業期間

令和六年一月二十二日から令和六年三月十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第百二十八号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

幸手市

### 二 作業種類

公共基準点（三級基準点）復旧

### 三 作業地域

幸手市（下吉羽）

### 四 作業期間

令和六年一月十日から令和六年三月二十九日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第百二十九号

令和五年埼玉県告示第五百六十八号で公示した公共測量は、令和五年十一月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十号

令和六年一月十二日付け埼玉県告示第四十九号で告示した坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第百三十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四十五条第二項の規定により  
桶川市上日出谷南特定土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第五項の規定  
により公告する。

令和六年二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光志木線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市岡一丁目九七八番一地先 から同市岡一丁目九七六番二地 先まで	朝霞市岡一丁目九七八番一地先 から同市岡三丁目九七八番五地 先まで	区 間
八・三二〇 一三・二一	八・三二〇 一一・七四	敷地の幅員 (メートル)
五七・四五		延 長 (メートル)
		備 考



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越北環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市今成四丁目二六番二八地 先から同市今成四丁目二二番一 九地先まで		区 間
二二・九〇ㄱ 三九・二六	二八・九二ㄱ 四五・二五	敷地の幅員 (メートル)
一〇二・七一		延長 (メートル)
旧道の一部は、川越市に引き継ぐ。		備 考

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

川越栗橋線	路線名
久喜市菖蒲町菖蒲字太鼓田六〇〇一番 三地先から同市菖蒲町三箇字大久保四 〇〇八番三地先まで	供用開始の区間
令和六年二月九日	供用開始の期日
令和三年八月十三日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第九号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長八〇・七七メートル	備考

# 正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第七号(令和五年十二月二十六日第四百七十七号)

中訂正

ページ 行

一 後ろから十八

誤

職員の給与に関する条例

正

、職員の給与に関する条例